

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 18 日

全日本不動産協会姫路支部 御中

三木市総合政策部縁結び課

三木市空き家バンク要綱の変更について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から三木市縁結び行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記の下線部分に変更となりました。三木市内の物件情報をお持ちの、三木市外事業所様に周知いただけるよう、お願い申し上げます。

記

	要件
三木市空き家バンクに登録できる物件について	・三木市内にある、建築後2年以上経過した空き家及び空き店舗、空き地 ・不動産の所有者が空き家バンクへの掲載を希望又は了承している物件
登録できる事業者について	・ <u>県内</u> に事務所を置く、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部の会員である

変更点：(旧) 三木市内に事業所を置く→(新) 県内に事業所を置く
変更日時：令和4年11月1日

三木市総合政策部縁結び課縁結び係
〒673-0492
三木市上の丸町10番30号
TEL・FAX 0794-82-3030
メール emmusubi@city.miki.lg.jp